平成２１年（フ）第１０８６号
高知市横浜60番地
債務者　山脇　あき
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０９１号
高知市薊野北町３丁目１番２号
債務者　新井こと　高橋　直美
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０９３号
高知市石立町24番地７　第６日高荘
債務者　横山　正實
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１号
福岡県飯塚市庄司141番地　市営白旗住宅６棟21号
債務者　久保　孝子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１号
福岡県大川市向島1277番地１
債務者　村田　麻理
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第６３６号
宮崎県西都市大字三宅4213番地　市営稚児ヶ池住宅754号
債務者　本部　幸保
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７号
宮崎県北諸県郡三股町稗田20番地７　メゾンド稗田Ｂ101
債務者　久保田みち子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第８号
宮崎県北諸県郡三股町稗田20番地７　メゾンド稗田Ｂ101
債務者　久保田忠義
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第９号
宮崎県都城市下長飯町2061番地
債務者　中村　眞弓
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１０号
宮崎県都城市下長飯町2061番地
債務者　中村　俊男
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第３０９号
北海道苫小牧市柏木町５丁目８番15号
債務者　圓城　達也
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第５号
北海道苫小牧市明野新町４丁目２番17号　エバーグリーン明野101
債務者　須甲真由美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１５号
北海道苫小牧市青葉町１丁目３番２―306号
債務者　小田井俊彰
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２０号
長野市三才683番地　介護老人保健施設ふるさと内、住民票上の住所長野市上松５丁目１番23号アパートメントハウス山田
債務者　奥屋多美夫
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９号
兵庫県朝来市和田山町駅北26―７　メゾン・プレミールⅡ202号、住民票上の住所兵庫県朝来市和田山町寺内５番地
債務者　松上　　武
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第４６０号
山口県下関市竹崎町２丁目２番８―312号　下関コープビル
債務者　佐藤透志夫
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４６１号
山口県下関市竹崎町２丁目２番８―312号　下関コープビル
債務者　佐藤うみ子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係